

公認スキーパトロール検定規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、公認スキーパトロール検定会（以下「検定会」という。）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。

(年 度)

第3条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(実 施)

第4条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

(周 知)

第5条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第6条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員の中から、本連盟教育本部長が委嘱した者

(3) スキーの検定員は、スキーパトロール、スキー指導者資格及びスキー検定員資格が有効な本連盟安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から、本連盟教育本部長が委嘱した者

(4) スノーボードの検定員は、スキーパトロール、スノーボード指導者資格及びスノーボード検定員資格が有効な本連盟安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から、本連盟教育本部長が委嘱した者

(5) 検定員は、上記(3)、(4)の要件を満たす3名以上で構成する

(会 期)

第7条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。

(会場・回数)

第8条 検定会の会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。また、会場が複数の場合、スノーボードの受検会場の指定をすることができる。

(受検資格)

第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の4月1日時点で20歳以上

(2) 受検する年度の受検申込期限までに、スキー級別テスト1級（スキープライズテストを含む。）、スノーボード級別テスト1級（スノーボードプライズテストを含む。）に合格した者又はスキー準指導員以上、スノーボード準指導員以上の資格が有効な者

(3) 赤十字救急員認定証の交付を受け、検定会までに赤十字救急員認定証の提出ができる者、又は専科教育救急科修了者（消防学校において、250時間以

上の教育を受けた者)で、検定会までに修了証の提出ができる者、又は医師・歯科医師・看護師・准看護師、救急救命士の資格を有し、検定会申込時に免許状の提出ができる者

- (4) 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする

(合格者の手続)

第10条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告及び発表)

第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

(検定基準)

第12条 検定基準は、別にこれを定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 61 年	8 月	改訂	
昭和 63 年	5 月	改訂	
平成 5 年	6 月 26 日	改正	
平成 8 年	10 月 15 日	改正	
平成 12 年	9 月 20 日	改正	
平成 18 年	11 月 1 日	改正	
平成 20 年	6 月 25 日	改正	
平成 23 年	9 月 20 日	改正	
平成 25 年	7 月 9 日	改正	
平成 28 年	7 月 15 日	改正	
平成 29 年	7 月 15 日	改正	
令和 2 年	11 月 6 日	改正	
令和 5 年	7 月 5 日	改正	
令和 7 年	5 月 29 日	改正	